

おくやみハンドブック

戸田市



ご遺族のみなさまへ

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、多大なご心労の中、今後、様々な手続きが必要になるかと存じます。このご案内に、ご遺族が行う可能性がある手続きをまとめましたので、どうぞご活用ください。このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

戸田市

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

もくじ

おくやみコーナーのご案内	P.1
来庁時の持ち物について	P.2
市役所等での手続きチェックリスト	P.3
市役所での手続き	
住民登録	P.6
年金	P.7
保険	P.9
介護保険	P.12
税金	P.14
福祉（障がい）	P.17
子ども	P.21
福祉医療	P.31
その他	P.34
市役所以外で行う主な手続きチェックリスト	P.36
相続に関する手続きチェックリスト	P.38
法定相続情報証明制度について	P.40
家系図	P.42
委任状	P.43

おくやみコーナーのご案内

戸田市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を開設しています。

手続きの内容によりおくやみコーナーでは対応できないものもありますので、ご不明な点等ございましたら、各手続きの「受付窓口」担当課へお問い合わせください。

(戸田市役所 048-441-1800)

おくやみコーナーでできること

●各種手続きの担当窓口をご案内します

●書類の記入が一部省略できます

亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を一部省略できます。



●「おくやみコーナー」を利用せず、直接各担当窓口でご相談やお手続きをしていただくことも可能です

予約方法について

円滑にご案内するため、事前予約をお願いします。
(予約がなくても受け付けますが、予約をされた方が優先となります。)
以下のいずれかの方法で予約してください。

●電子申請

- ① 「戸田市情報ポータルサイト」にアクセス
- ② キーワード「おくやみ」で検索
- ③ 「おくやみコーナー」ページ内の「予約システム」から申請してください。

【URL】

<https://www.city.toda.saitama.jp//soshiki/191/shimin-okuyami.html>

●電話予約

電話番号：**048-299-6201**

受付時間：午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)



戸田市おくやみコーナー

場 所：戸田市役所本庁舎 2 階 市民課前

開設時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時まで

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
 - 認印
 - 葬祭費の領収書の写し（戸田市葬祭助成金を申請する場合）
 - （戸田市民以外の方が戸田市葬祭助成金を申請する場合）住民票の写し
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 年金証書又は年金手帳（国民年金を受給している方）
- 国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書等
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証、自立支援医療受給者証、重度心身障害者医療費受給者証、福祉タクシー利用券、福祉ガソリン利用券
- 子ども医療費受給資格者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- 養育医療券
- その他市役所から交付された証書類

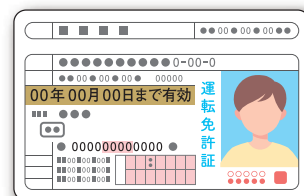
本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など
- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書等、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



市役所等での手続きチェックリスト

※市役所以外での主な手続きは、36 ページをご覧ください。

種別	状況	主な手続	期限	受付窓口	参照ページ	チェックボックス
住民登録	亡くなられた方が世帯主であり 15 歳以上の世帯員が 2 名以上残る場合	世帯主変更	世帯主が亡くなられた日から 14 日以内	市民課 美笹支所 戸田公園駅前出張所	6	<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が戸田市に住民登録をしていた場合	戸田市葬祭助成金支給申請	速やかに			<input type="checkbox"/>
年金	国民年金のみを受給していた方	未支給年金等の請求手続き	手続きにより異なります	保険年金課 ※内容によっては、年金事務所をご案内する場合があります。	7	<input type="checkbox"/>
	国民年金を受給せずに亡くなられた方	亡くなられた方の状況により手続きが異なりますので、年金担当へお問い合わせください。			8	<input type="checkbox"/>
	厚生年金を受給していた方	日本年金機構へ直接お問い合わせください。 ねんきんダイヤル 0570-05-11 65		-	<input type="checkbox"/>	
	共済年金を受給していた方	各共済組合へ直接お問い合わせください。		-	<input type="checkbox"/>	
	企業年金を受給していた方	各企業年金基金へ直接お問い合わせください。		-	<input type="checkbox"/>	
保険	亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合	各種証の返還	病院等での手続きが終わり、必要なくなった時点	保険年金課	9	<input type="checkbox"/>
		後期高齢者医療葬祭費の支給申請	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内			<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合	国民健康保険葬祭費の支給申請	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内		10	<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が世帯主で同一世帯に国民健康保険に加入する世帯員がいる場合	世帯主変更に伴う各種証の差替え	速やかに		11	<input type="checkbox"/>
介護保険	亡くなられた方が介護保険被保険者証等の交付を受けていた場合	各種証の返還	速やかに	健康長寿課	12	<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が高齢者在宅福祉サービスを受けていた場合	連絡等	速やかに		13	<input type="checkbox"/>
税金	亡くなられた方に市民税・県民税、軽自動車税が課税されている場合	相続人代表者の指定	速やかに	市民税課	14	<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が原動機付自転車等を所有していた場合	廃車	速やかに			<input type="checkbox"/>
		名義変更	速やかに			<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が土地や建物等を所有していた場合	現所有者（相続人代表）の申告	現所有者であることを知った日の翌日から 3 か月以内	固定資産税課	15	<input type="checkbox"/>

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

種別	状況	主な手続	期限	受付窓口	参照ページ	チェックボックス
税金	亡くなられた方における市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付が済んでいない場合	市税の納付	速やかに	収納推進課	16	<input type="checkbox"/>
	市税を亡くなられた方の口座から口座振替で納税している場合	口座振替の変更	速やかに			<input type="checkbox"/>
		口座振替の取消	速やかに			<input type="checkbox"/>
福祉(障がい)	亡くなられた方が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちである場合	手帳の返還	速やかに	障害福祉課	17	<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が重度障害者等福祉金を受給している場合	資格消滅届	速やかに			<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が下記いずれかを受給している場合 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当(経過的措置)	資格喪失届	速やかに			18
	亡くなられた方が自立支援医療(更生、育成、精神通院医療)受給者証をお持ちである場合	受給者証の返還	速やかに	<input type="checkbox"/>		
	亡くなられた方が精神障害者通院医療費助成の対象者又は受給者である場合	助成金の振込先口座の変更 未申請の助成	速やかに	19	<input type="checkbox"/>	
	亡くなられた方が福祉ガソリン利用券・福祉タクシー利用券を利用していた場合	利用券の返還	速やかに		<input type="checkbox"/>	
	亡くなられた方が心身障害者扶養共済の加入者等(障害のある方の保護者、心身障害者、年金受給者)である場合	年金給付申請	速やかに	20	<input type="checkbox"/>	
弔慰金給付申請		速やかに	<input type="checkbox"/>			
年金給付の停止		速やかに	<input type="checkbox"/>			
子ども	亡くなられた方が児童手当の支給対象児又は受給者である場合	(支給対象児) 資格喪失又は額改定の届出	速やかに	子育て支援課	21	<input type="checkbox"/>
		(受給者) 未支払手当請求	速やかに			
		(受給者) 認定請求	速やかに			
	亡くなられた方が児童扶養手当の支給対象児又は受給者である場合	(支給対象児) 資格喪失又は額改定の届出	速やかに	亡くなられた日から14日以内	22	<input type="checkbox"/>
		(受給者) 受給者死亡届及び未支払手当請求	速やかに			
		(受給者) 認定請求	速やかに			
	亡くなられた方が児童扶養手当受給者の同居親族もしくは配偶者である場合	支給停止消滅届	速やかに	23	<input type="checkbox"/>	
	亡くなられた方が特別児童扶養手当の支給対象児又は受給者である場合	資格喪失又は額改定の届出	速やかに	24	<input type="checkbox"/>	
生計維持者を亡くした方で、18歳の年度末までの子どもを養育している場合	遺児手当の支給申請	速やかに	25	<input type="checkbox"/>		

種別	状況	主な手続	期限	受付窓口	参照ページ	チェックボックス
子ども	保育施設に入所中のお子様が亡くなった場合	保育施設の退所手続き	速やかに	保育幼稚園課 各保育施設	26	<input type="checkbox"/>
	保育施設に入所中又は入所希望中の同居世帯員の方が亡くなった場合	家庭状況変更	速やかに			<input type="checkbox"/>
	保育施設に入所申込中のお子様が亡くなった場合	入所申込取下げの手続き	速やかに	保育幼稚園課	27	<input type="checkbox"/>
	幼児教育・保育無償化対象中（施設等利用給付認定済み）のお子様又は同居世帯員が亡くなった場合	家庭状況変更	速やかに			<input type="checkbox"/>
	公立学童保育室に入室中又は入室申請中の児童が亡くなった場合	亡くなった旨のご連絡 (手続きに必要なものは特に無し)	速やかに	子育て支援課 公立学童保育室	28	<input type="checkbox"/>
	公立学童保育室に入室中又は入室申請中の児童と世帯を同じくした方が亡くなった場合	亡くなった旨のご連絡 変更届の提出	速やかに			<input type="checkbox"/>
福祉医療	亡くなられた方が奨学資金の貸付を受けている、返済をしている又はその連帯保証人である場合	(奨学生) 奨学生死亡の届出	速やかに	教育総務課	29	<input type="checkbox"/>
		(連帯保証人) 連帯保証人変更	1か月以内			
	亡くなられた方が入学準備金の貸付を受けている、返済をしている又はその生徒・連帯保証人である場合	(借受人) 借受人死亡の届出	速やかに		30	<input type="checkbox"/>
		(生徒) 生徒死亡の届出 入学準備金貸付金返済免除申請	速やかに			
		(連帯保証人) 連帯保証人変更	1か月以内			
	亡くなられた方が下記の福祉医療費助成のいずれかを受給していた場合 ・重度障害者医療費助成 ・こども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成	受給者証の返還	速やかに		障害福祉課 子育て支援課	31
助成金の振込先口座の変更		速やかに				
未申請の償還払い		速やかに				
亡くなられた方が上記の福祉医療費助成受給者の保護者、配偶者、扶養義務者である場合	申請内容の変更	速やかに		32	<input type="checkbox"/>	
亡くなられた方が養育医療給付制度の申請者（保護者）である場合	申請内容の変更	速やかに	親子健やか室 (福祉保健センター)	33	<input type="checkbox"/>	
その他	犬を飼っている方が亡くなった場合	飼い主の変更	飼い主になられた日から30日以内	環境課	34	<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合	市営住宅同居者異動届	速やかに	建築住宅課	—	<input type="checkbox"/>
	水道の契約をしていた方が亡くなり、別の方が使用を続ける場合	水道契約の名義変更連絡 (手続きに必要な書類は特に無し)	速やかに (次のご請求までに)	戸田市水安全部 上下水道 お客様センター 048-229-4318	—	<input type="checkbox"/>
	水道の契約をしていて、使用を中止する場合	水道の使用中止連絡 (手続きに必要な書類は特に無し)	速やかに (次のご請求までに)		—	<input type="checkbox"/>

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

A 世帯主

手続き 世帯主変更（住民異動届）

詳細	期限
亡くなられた方が世帯主の場合、同一世帯に15歳以上の世帯員が2名以上残る場合、手続きが必要です。	世帯主が亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 住民異動届（窓口にあります） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	亡くなられた方と同一世帯の方（別世帯の方による手続きには委任状が必要）
	問い合わせ先
	市民課 市民担当 ☎ 048-446-7253
手続き場所	
市役所2階1番窓口 市民課、美笹支所、戸田公園駅前出張所	

B 戸田市に住民登録をしていた

手続き 戸田市葬祭助成金支給申請

詳細	期限
亡くなられた市民の葬祭を行った個人に戸田市葬祭助成金を支給します。	亡くなられた日から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 戸田市葬祭助成金支給申請書 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書 <input type="checkbox"/> 申請者宛の葬儀費用の領収書コピー <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑（スタンプ印は不可） <input type="checkbox"/> （申請者が戸田市民以外の方）申請者本人の住民票	葬祭を行った方（喪主）
	問い合わせ先
	市民課 管理担当 ☎ 048-446-7205
手続き場所	
市役所2階1番窓口 市民課、美笹支所、戸田公園駅前出張所	

年金に関する手続き

A 国民年金のみを受給していた

手続き 未支給年金、遺族基礎年金の請求（支給要件あり）

詳細	期限
未支給年金の請求 遺族基礎年金の請求（支給要件あり）	手続きにより異なります
	手続き可能な人 亡くなられた方と生計を同じくしていた方又は3親等以内の方
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の状況により手続きが異なりますので、年金担当へお問い合わせください。	保険年金課 年金担当 ☎ 048-299-5265 代表☎ 048-441-1800 (内線 213)
手続き場所	
市役所 2階 7番①窓口 保険年金課	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

年金に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

B 国民年金を受給せずに亡くなられた

手続き① 遺族基礎年金の請求（支給要件あり）

詳細	期限
遺族基礎年金の請求（支給要件あり）	亡くなられた日から 5年以内
	手続き可能な人 亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者及び亡くなられた方の子
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の状況により手続きが異なりますので、年金担当へお問い合わせください。	保険年金課 年金担当 ☎ 048-299-5265 代表☎ 048-441-1800 (内線 213)
手続き場所	
市役所 2階 7番①窓口 保険年金課	

手続き② 死亡一時金の請求

詳細	期限
死亡一時金の請求	亡くなられた日から 2年以内
	手続き可能な人 亡くなられた方と生計を同じくしていた遺族
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の状況により手続きが異なりますので、年金担当へお問い合わせください。	保険年金課 年金担当 ☎ 048-299-5265 代表☎ 048-441-1800 (内線 213)
手続き場所	
市役所 2階 7番①窓口 保険年金課	

保険に関する手続き

A 後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 各種証の返却

詳細	期限
<p>被保険者が亡くなった場合は、各種証を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。</p>	<p>病院等での手続きが終わり、必要なくなった時点</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 資格確認書（対象者のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（対象者のみ）</p>	<p>保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 048-299-7670 代表☎ 048-441-1800 （内線 277）</p>
手続き場所	
市役所 2 階 7 番③窓口 保険年金課	

手続き② 葬祭費の支給申請

詳細	期限
<p>被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方（葬祭執行者）に葬祭費（50,000 円）を支給します。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2 年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療葬祭費支給申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 会葬礼状、葬祭執行者の氏名のわかる領収書、葬祭日以降の日付が記載された請求書</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者（葬祭執行者）の預金口座情報がわかるもの（口座情報が記入できる場合は無くてもよい）</p>	<p>保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎ 048-299-7670 代表☎ 048-441-1800 （内線 277）</p>
手続き場所	
市役所 2 階 7 番③窓口 保険年金課	

保険に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

B 国民健康保険に加入していた

手続き① 各種証の返却

詳細	期限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、各種証を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p>
	<p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（対象者のみ） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（対象者のみ）</p>	<p>保険年金課 国保給付担当 ☎ 048-299-6727 代表☎ 048-441-1800 (内線 278)</p>
手続き場所	
<p>市役所 2 階 7 番②窓口 保険年金課</p>	

手続き② 葬祭費の支給申請

詳細	期限
<p>戸田市国民健康保険の加入者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（葬祭執行者）に葬祭費（50,000 円）を支給します。 ※社会保険等に本人として加入されていた方が、資格喪失後 3 か月以内に亡くなられたときは、加入していた社会保険等から支給を受けることができます。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2 年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p>
	<p>葬祭執行者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 国民健康保険葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 申請者（葬祭執行者）の氏名のわかる領収書又は会葬礼状 <input type="checkbox"/> 申請者（葬祭執行者）の口座情報がわかるもの</p>	<p>保険年金課 国保給付担当 ☎ 048-299-6727 代表☎ 048-441-1800 (内線 278)</p>
手続き場所	
<p>市役所 2 階 7 番②窓口 保険年金課</p>	

介護保険に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

A 介護保険被保険者証を交付された

手続き 介護保険被保険者証の返却	
詳細	期限
介護保険被保険者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	健康長寿課 介護保険担当 ☎ 048-424-9567
手続き場所	
市役所 2階 5番窓口 健康長寿課	

B 介護保険負担割合証を交付された

手続き 介護保険負担割合証の返却	
詳細	期限
介護保険負担割合証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	健康長寿課 介護保険担当 ☎ 048-424-9567
手続き場所	
市役所 2階 5番窓口 健康長寿課	

MEMO

C 高齢者在宅福祉サービスを受けていた

手続き 各手続き		期 限
紙おむつの支給	⇒ おむつ配送業者への連絡	速やかに 手続き可能な人 親族及び ケアマネージャー等
配食サービス	⇒ 配食業者への連絡	
徘徊高齢者用 GPS 端末	⇒ GPS 貸出業者への連絡	
緊急通報装置	⇒ 緊急通報装置の返却	
必要なもの		問い合わせ先
—		健康長寿課 高齢者支援担当 ☎ 048-291-9343
手続き場所		
市役所 2 階 5 番窓口 健康長寿課		

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

税金に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

A 市民税・県民税、軽自動車税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

詳細	期限
亡くなられた方に市民税・県民税、軽自動車税が課税されている場合、相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」を提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	市民税課 市民税 市民税担当 ☎ 048-446-9485 代表☎ 048-441-1800 (内線 220・249) 軽自動車税 諸税担当 ☎ 048-446-9481 代表☎ 048-441-1800 (内線 208)
手続き場所	
市役所 2 階 8 番窓口 市民税課	

B 原動機付自転車（125cc以下）を所有していた

手続き 廃車、名義変更

詳細	期限
廃車（ナンバープレートの返納）又は名義変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	市民税課 諸税担当 ☎ 048-446-9481 代表☎ 048-441-1800 (内線 208)
手続き場所	
市役所 2 階 8 番窓口 市民税課	

C 戸田市内の土地や建物（固定資産）を所有していた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

詳細	期限
<p>固定資産を持つ方が亡くなられた場合、現所有者（相続人代表）の申告が必要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、固定資産税課への申告は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きが必要です。</p>	<p>現所有者であることを知った日の翌日から 3か月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>固定資産の所有者の相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届出書（固定資産税課にあります）</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者と現所有者の関係がわかる戸籍の写し（お手元にあれば・同一世帯の場合不要）</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書、遺言書（作成している場合）</p>	<p>固定資産税課</p> <p>土地：土地担当 ☎ 048-424-9555</p> <p>家屋：家屋・償却担当 ☎ 048-446-9519</p> <p>代表☎ 048-441-1800 （内線 土地：201 家屋：287）</p>
手続き場所	
市役所 2階 9番窓口 固定資産税課	

MEMO

税金に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

D 市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

詳細	期限
亡くなられた方の市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付が済んでいない場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方との関係がわかるもの <input type="checkbox"/> 納付書（お持ちの場合） <input type="checkbox"/> 納税通知書等通知番号がわかるもの（お持ちの場合）	収納推進課 収納担当 代表 ☎ 048-441-1800 （内線 643）
手続き場所	
市役所 2 階 10 番窓口 収納推進課	

E 市税を口座振替で納付していた

手続き 口座変更・口座取消の手続き

詳細	期限
亡くなられた方が口座振替制度を利用されていた場合は、口座の変更、口座取消の申し出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書等通知番号がわかるもの（お持ちの場合） <input type="checkbox"/> 預貯金通帳等口座番号、支店名がわかるもの <input type="checkbox"/> 変更後の口座の届出印	収納推進課 管理担当 代表 ☎ 048-441-1800 （内線 222）
手続き場所	
市役所 2 階 10 番窓口 収納推進課	

MEMO

福祉（障がい）に関する手続き

A 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

詳細	期限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちだった場合、手帳を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 又は療育手帳	障害福祉課 障害庶務担当 代表☎ 048-441-1800 (内線 273・297・296)
手続き場所	
市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課	

B 重度障害者等福祉金を受給していた

手続き 資格消滅届の提出

詳細	期限
亡くなられた方が重度障害者等福祉金を受給していた場合、手続きが必要です。また、未払い分があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸田市重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 障害庶務担当 代表☎ 048-441-1800 (内線 273・297・296)
手続き場所	
市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課	

福祉（障がい）に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

C 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過的措置）を受給していた

手続き 資格喪失届の提出

詳細	期限
亡くなられた方が各種手当を受給していた場合、資格喪失届が必要です。また、未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 障害庶務担当 代表☎ 048-441-1800 (内線 273・297・296)
手続き場所	
市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課	

D 自立支援医療受給者証をお持ちである場合

手続き 受給者証の返還

詳細	期限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、受給者証の返還が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証	障害福祉課 障害庶務担当 代表☎ 048-441-1800 (内線 273・297・296)
手続き場所	
市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課	

E 精神障害者通院医療費助成の対象者又は受給者

手続き 助成金の振込先口座の変更、未申請の助成	
詳細	期限
亡くなられた方が精神障害者通院医療費助成の対象者又は受給者であった場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人名義の銀行預金通帳等	障害福祉課 障害庶務担当 代表☎ 048-441-1800 (内線 273・297・296)
手続き場所	
市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課	

F 福祉タクシー利用券・福祉ガソリン利用券を利用していた

手続き 福祉タクシー利用券・福祉ガソリン利用券の返還	
詳細	期限
亡くなられた方が福祉タクシー利用券・福祉ガソリン利用券を利用していた場合、未使用分の利用券があれば返還の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未利用の福祉タクシー利用券 <input type="checkbox"/> 未利用の福祉ガソリン利用券	障害福祉課 障害庶務担当 代表☎ 048-441-1800 (内線 273・297・296)
手続き場所	
市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課	

MEMO

福祉（障がい）に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

G 心身障害者扶養共済の加入者等（障害のある方の保護者、心身障害者、年金受給者）

手続き 年金給付・弔慰金給付の申請、年金給付の停止

詳細	期限
亡くなられた方が心身障害者扶養共済の加入者（障害のある方の保護者）もしくは扶養共済年金を受給している心身障害者であった場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
【年金給付申請】 <input type="checkbox"/> 死亡診断書もしくは死体検案書原本 <input type="checkbox"/> 加入者の除住民票 <input type="checkbox"/> 障害者の住民票 【弔慰金給付申請】 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票、障害者の除住民票、加入者名義の振込口座の通帳等 【年金給付の停止】 <input type="checkbox"/> 障害者（年金受給者）の除住民票（住所地が戸田市内である場合は不要）	障害福祉課 障害庶務担当 代表 ☎ 048-441-1800 （内線 273・297・296）
手続き場所	
市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課	

MEMO

子どもに関する手続き

A 児童手当の受給者又は支給対象児

手続き 児童手当資格喪失等の手続き

詳細	期限
<p>亡くなられた方が児童手当の受給者又は支給対象児童の場合、手続きが必要となります。</p> <p>【受給者】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支給事由消滅 • 未支払手当請求（未支払の手当がある場合） • 認定請求 <p>【支給対象児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 資格喪失又は額改定の届出 	<p>速やかに</p> <p>新規に申請した場合、原則として申請日の属する月の翌月分から支給が開始</p> <p>受給者の方が亡くなられた日の翌日から15日以内に手続きを行えば、亡くなられた日の翌月分から継続して支給</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族等</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 届出人（請求者）の本人確認書類</p> <p>【未支払手当請求】</p> <p><input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等の写し</p> <p>【認定請求】</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳等の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者本人の健康保険情報が確認できるものの写し</p> <p>※ その他個々の状況により手続きが異なりますので、詳しくは医療・手当担当へお問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>子育て支援課 医療・手当担当 ☎ 048-424-9570</p>
<p>手続き場所</p> <p>市役所 2階 2番窓口 子育て支援課</p>	

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

子どもに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

B 児童扶養手当の受給資格者又は支給対象児

手続き 児童扶養手当資格喪失等の手続き

詳細	期限
<p>亡くなられた方が児童扶養手当の受給資格者又は支給対象児童の場合、手続きが必要です。</p> <p>【受給者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給者死亡届 未支払手当請求（未支払の手当がある場合） 認定請求 <p>【支給対象児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失又は額改定の届出 	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた日から 14 日以内 認定請求の翌月分からの手当が支給されるため、速やかに
	<p>手続き可能な人</p> <p>【受給資格者】 親族等</p> <p>【支給対象児童】 受給資格者</p>
<p>必要なもの</p> <p>【受給者死亡届及び未支払手当請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等の写し <p>【認定請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 世帯の状況により必要書類が異なるため、医療・手当担当へお問い合わせください。 	<p>問い合わせ先</p> <p>子育て支援課 医療・手当担当 ☎ 048-424-9570</p>
<p>手続き場所</p> <p>市役所 2 階 2 番窓口 子育て支援課</p>	

MEMO

C 児童扶養手当受給者の配偶者又は同居親族

手続き 支給停止消滅届の提出

詳細

亡くなられた方が児童扶養手当の受給資格者の配偶者又は同居親族の場合、届出が必要です。

【配偶者】

- 児童扶養手当支給にあたる該当事由の変更

【同居親族】

- 扶養義務者の所得による支給停止消滅届

期限

速やかに

手続き可能な人

受給資格者

必要なもの

届出人の本人確認書類

問い合わせ先

子育て支援課
医療・手当担当
☎ 048-424-9570

手続き場所

市役所 2 階 2 番窓口 子育て支援課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

子どもに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

D 特別児童扶養手当の受給資格者又は支給対象児

手続き 特別児童手当資格喪失等の手続き

詳細	期限
<p>亡くなられた方が特別児童扶養手当の受給資格者又は同居親族、支給対象児童の場合、手続きが必要です。</p> <p>【受給者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届、認定請求 <p>【支給対象児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失又は額改定の届出 <p>【同居親族】</p> <p>資格停止関係消滅届</p>	<p>認定請求の翌月分からの手当が支給されるため、速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>対象児童を家庭で監護する父、母又は養育者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類</p> <p>【資格喪失届】</p> <p><input type="checkbox"/> 未支払分を受給する児童の銀行預金通帳等の写し</p> <p>※ 個々の状況により必要書類が異なりますので、詳しくは医療・手当担当へお問い合わせください。</p>	<p>子育て支援課 医療・手当担当 ☎ 048-424-9570</p>
手続き場所	
市役所 2 階 2 番窓口 子育て支援課	

MEMO

E (18歳の年度末までの子どもを養育している) 生計を維持していた者を亡くした

手続き 遺児手当の支給申請

詳細	期限
<p>死亡により生計を維持していた者を失った児童を保護している者で下記に該当する場合、手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸田市内に住民登録されている 前年度の所得を申告している 	<p>申請日の属する月の翌月分から支給が開始されるため、速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>対象児童を監護（保護）する父、母又は養育者</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（申請者及び遺児のもの、配偶者の死亡日が記載されているもの） <input type="checkbox"/> 児童の健康保険情報が確認できるもの <input type="checkbox"/> 申請者名義の銀行預金通帳等の写し <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた人が生計を主に維持するものであったことを証する書類（父母の課税証明書など） <p>※ 個々の状況により必要書類が異なりますので、詳しくは医療・手当担当へお問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>子育て支援課 医療・手当担当 ☎ 048-424-9570</p>

手続き場所

市役所 2 階 2 番窓口 子育て支援課

MEMO

子どもに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

F 保育施設に入所中の児童

手続き 保育施設の退所手続き

詳細	期限
亡くなられた方が保育施設に入所中の場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	同一世帯の方又は児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 保育児童退所届	保育幼稚園課 入所・認定担当 ☎ 048-424-9571
手続き場所	
市役所 2 階 3 番窓口 保育幼稚園課、各保育施設	

G 保育施設に入所中又は入所希望中の児童の同居世帯員

手続き 家庭状況変更

詳細	期限
亡くなられた方が保育施設に入所中又は入所希望中の児童と世帯を同じくしていた場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	同一世帯の方又は児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）	保育幼稚園課 入所・認定担当 ☎ 048-424-9571
手続き場所	
市役所 2 階 3 番窓口 保育幼稚園課	

MEMO

H 保育施設に入所申込中の児童

手続き 入所申込取り下げの手続き	
詳細	期限
亡くなられた方が保育施設に入所申込中の場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	同一世帯の方又は児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 保育所入所申込取り下げ書	保育幼稚園課 入所・認定担当 ☎ 048-424-9571
手続き場所	
市役所 2 階 3 番窓口 保育幼稚園課	

I 幼児教育・保育無償化対象中の児童又は同居世帯員

手続き 家庭状況変更	
詳細	期限
亡くなられた方が幼児教育・保育無償化対象（施設等利用給付認定済み）の児童又は世帯を同じくしていた方の場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	同一世帯の方又は児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）	保育幼稚園課 入所・認定担当 ☎ 048-424-9571
手続き場所	
市役所 2 階 3 番窓口 保育幼稚園課	

MEMO

子どもに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

J 公立学童保育室に入室中又は入室申請中の児童と世帯を同じくしていた

手続き 亡くなられた旨の連絡・変更届の提出

詳細	期限
亡くなられた方が、公立学童保育室に入室中又は入室申請中の児童と世帯を同じくしていた場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更届	子育て支援課 学童・放課後こども担当 ☎ 048-424-9572
手続き場所	
市役所 2 階 2 番窓口 子育て支援課、公立学童保育室	

K 公立学童保育室に入室中又は入室申請中の児童

手続き 亡くなられた旨の連絡

詳細	期限
亡くなられた方が、公立学童保育室に入室中又は入室申請中の場合、連絡が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
—	子育て支援課 学童・放課後こども担当 ☎ 048-424-9572
手続き場所	
市役所 2 階 2 番窓口 子育て支援課、公立学童保育室	

MEMO

子どもに関する手続き

M 入学準備金の貸付を受けている、返済をしている又はその生徒・連帯保証人

手続き 各種届の提出

詳細	期限
<p>入学準備金の貸付を受けている方、返済をしている方又はその生徒、連帯保証人が亡くなられた場合、手続きが必要です。</p>	<p>速やかに 【連帯保証人が亡くなられた場合】1か月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>借受人本人、故人の親族、連帯保証人</p>
<p>必要なもの</p> <p>【入学準備金の貸付を受けている方、返済をしている方が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 借受人死亡届 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <p>【生徒が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 異動届 <input type="checkbox"/> 入学準備金貸付金返済免除申請書 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <p>【連帯保証人が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 連帯保証人変更届 <input type="checkbox"/> 印鑑（借受人・新連帯保証人） <input type="checkbox"/> 新連帯保証人の市税完納証明書、課税証明書及び印鑑登録証明書 <p>※ その他個々の状況により、届出書類が異なるため、詳しくは総務担当へお問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>教育総務課 総務担当 ☎ 048-424-9582</p>
<p>手続き場所</p> <p>市役所 3階 35番窓口 教育総務課</p>	

MEMO

福祉医療に関する手続き

A 福祉医療費助成（重度障害者医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成）を受給していた

手続き 受給者証の返還、助成金の振込先口座の変更、未申請の償還払い

詳細	期限
亡くなられた方が福祉医療費助成（重度障害者医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成）の受給者の場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 【重度障害者医療費助成】 親族等 【こども医療費助成】 対象児童を監護している 主たる生計維持者 【ひとり親家庭等医療費助成】 対象児童の父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者
必要なもの	問い合わせ先
【受給者証の返還】 <input type="checkbox"/> 受給者証 【助成金の振込先口座の変更、未申請の償還払い】 <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳等のコピー <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ※ ひとり親家庭等医療費助成については、個々の状況により必要書類が異なるため、子育て支援課 医療・手当担当にご確認ください。	障害福祉課 障害庶務担当 代表 ☎ 048-441-1800 （内線 273・297・296） 子育て支援課 医療・手当担当 ☎ 048-424-9570
手続き場所	
市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課 2 番窓口 子育て支援課	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

福祉医療に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

B 福祉医療費助成（重度障害者医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成）の受給者の保護者、配偶者、扶養義務者

手続き 申請内容の変更

詳細	期限
亡くなられた方が福祉医療費助成（重度障害者医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成）の受給者の保護者、配偶者、扶養義務者のいずれかであり、申請内容の変更（保険変更、保護者変更等）が伴う場合、手続きが必要です。	速やかに 手続き可能な人 【重度障害者医療費助成】 親族等 【こども医療費助成】 対象児童を監護している 主たる生計維持者 【ひとり親家庭等医療費助成】 対象児童の父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者
必要なもの <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格情報を確認できるもの（保険変更の場合） <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳等のコピー ※ ひとり親家庭等医療費助成については、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは子育て支援課 医療・手当担当にご確認ください。	問い合わせ先 障害福祉課 障害庶務担当 代表 ☎ 048-441-1800 （内線 273・297・296） 子育て支援課 医療・手当担当 ☎ 048-424-9570

手続き場所

市役所 2 階 6 番窓口 障害福祉課
2 番窓口 子育て支援課

MEMO

C 未熟児養育医療給付制度の申請者（保護者）

手続き 養育医療券記載事項変更届の提出

詳細	期限
亡くなられた方が養育医療給付制度の申請者（保護者）である場合、手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 養育医療受給者の扶養者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 養育医療券 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格情報を確認できるもの <input type="checkbox"/> 課税証明書	親子健やか室 親子保健担当 ☎ 048-446-6491
手続き場所	
福祉保健センター 戸田市大字上戸田5番地の6	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

その他の手続き

A 犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項変更届の提出

詳細	期限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、手続きが必要です。 ※新しい飼い主が市外にお住まいの場合は、お住まいの自治体へお問い合わせください。	飼い主になられた日から 30日以内
	手続き可能な人 新たな飼い主となった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札（鑑札が見つからない場合は集合狂犬病予防注射の案内葉書や愛犬手帳等） <input type="checkbox"/> 鑑札を再発行する場合は、所定の手数料	環境課 クリーン推進担当 ☎ 048-424-9561

手続き場所

市役所 3階 31番窓口 環境課、戸田公園駅前出張所

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

市役所以外で行う主な手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	蕨警察署 ☎ 048-444-0110
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 又は代理店
簡易保険	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院 保険金の請求など	かんぽコールセンター ☎ 0120-552-950
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 又は代理店
株式等	<input type="checkbox"/>	名義変更	証券会社等
パスポート	<input type="checkbox"/>	返納手続き	戸田公園駅前出張所 ☎ 048-420-9734
在留カード・特別永住者証明書	<input type="checkbox"/>	返納手続き	東京出入国在留管理局 さいたま出張所 ☎ 048-851-9671

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	西川口税務署 ☎ 048-253-4061
普通自動車 二輪車 (125cc超) (大宮ナンバー)	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更	関東運輸局埼玉運輸支局 ☎ 050-5540-2026
三輪・四輪軽自動車 (大宮ナンバー)	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所 ☎ 050-3816-3110
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転 (相続) 登記など	さいたま地方法務局 ☎ 048-851-1000
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせをいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

法定相続情報証明制度について

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

あなたの手続きを応援します！

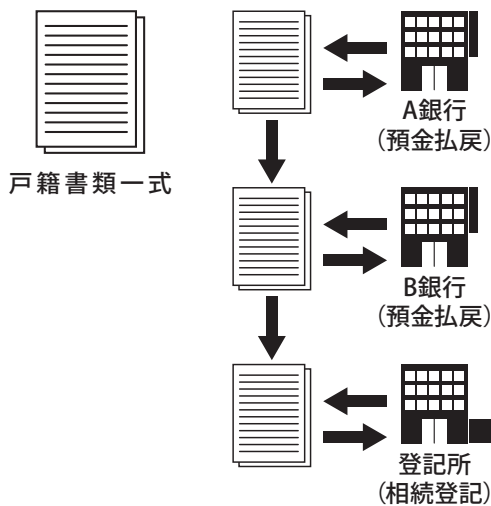
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

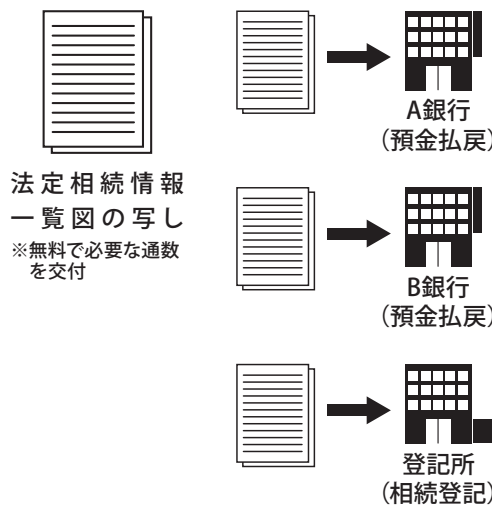
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

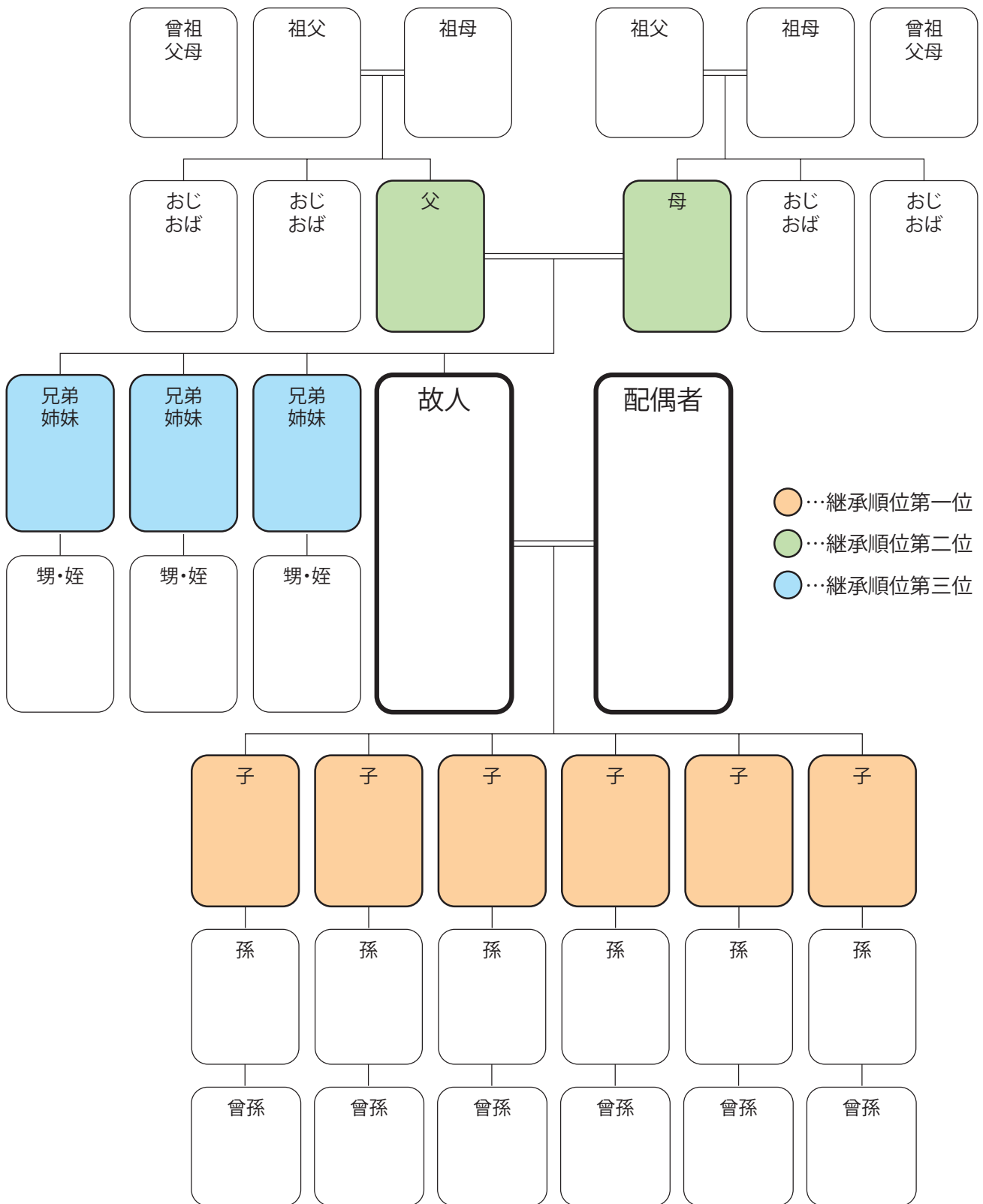
各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

委任状

(あて先)
埼玉県戸田市長

年 月 日 作成

委任者 (頼む方)

住 所	
氏 名(自署)	
生 年 月 日	年 月 日
日中に連絡が取れる電話番号	

私は、次の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

委任事項

-
-
-
-
-

- * 委任事項に具体的な手続き内容をご記入ください。
- * 委任者が相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等）をお持ちください。
- * 代理人の本人確認の書類と印鑑をお持ちください。

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 戸田市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年6月

